

議案第 4 2 号

狭山市市営住宅条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

狭山市市営住宅条例の一部を改正する条例（平成 2 4 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、附則に次の 1 項を加える。

- 2 この条例の施行の日前に 5 6 歳以上である者（同日において 6 0 歳以上である者を除く。）に対する改正後の第 6 条第 2 項第 1 号の規定の適用については、その者を同号に規定する者とみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 2 4 年 6 月 5 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

高齢者、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者の入居資格に係る年齢要件について経過措置の規定を設けたいので、この案を提出するものである。